

岩手県告示第242号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和5年4月4日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
紫波中央小児科	紫波郡紫波町紫波中央駅前二丁目3番地94	令和元年8月31日
吉田歯科クリニック	奥州市江刺西大通り4番13号	令和3年10月31日
大津医院	大船渡市盛町字東町11番11号	令和4年6月30日
佐藤産婦人科小児科医院	北上市新穀町一丁目5番28号	令和4年12月28日
あい薬局村崎野店	北上市村崎野15地割354番地3	令和4年12月31日
ゆもと薬局	花巻市湯本第4地割30番地16	令和5年1月13日
八木クリニック	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目1番7号	令和5年1月31日
サンドラッグ花巻薬局	花巻市桜木町二丁目74番地3	令和5年2月10日
すばる矢巾薬局	紫波郡矢巾町流通センター南三丁目1番7号	令和5年2月20日